

なんぶ

春

2014

発行：東京南部法律事務所

〒144-8570

東京都大田区蒲田 5-15-8

蒲田月村ビル 4F

Tel. 03-3736-1141

Fax. 03-3734-1584

<http://www.nanbu-law.gr.jp>



明けまして

おめでとうございます

新年を迎え、皆さまにおかれてはいかがお過ごしでしょうか。

昨年末は、臨時国会で強行採決された秘密保護法が大きな話題となりました。この法律は、「行政機関の長」が秘密指定を行うため、一部官僚が情報の独占や恣意的な操作を行うことを可能にし、その結果、報道の自由や国民の知る権利が侵害され、国民主権を形骸化する危険性ははらむものです。参議院で強行採決が行われた12月6日の夜には、日比谷野外音楽堂に1万人とも1万5000人とも言われる人が集まり、この法律に疑問を抱く世論が幅広いことを改めて示しました。

昨年は、事務所としても憲法問題についてのプロジェクト・チームを立ち上げ、期の若い弁護士を中心に憲法学習会などに積極的に取り組んできました。今年の通常国会以降、安倍首相をはじめとする改憲派は、「国家安全保障基本法」等を制定することにより、秘密保護法とともに、日本においても戦争を行うことができる法体系の構築を目指しています。今年も昨年にもまして憲法についての活動が求められる年になりそうです。

当事務所は、身近な法律問題から、国の在り方を決める憲法問題まで、幅広く皆さまのためにお役に立てるよう引き続き精進いたします。

本年もよろしくお願ひ申し上げます。

二〇一四年元旦

弁護士 芝田 佳宜

弁護士

大森 夏織

佐藤 誠一

船尾 徹

海部 幸造

芝田 佳宜

堀 浩介

清見 栄

竹村 和也

安原 幸彦

黒澤有紀子

塚原 英治

山口 泉

小林 大晋

長尾 詩子

坂井 興一

早瀬 薫

事務局一同

日本を『戦争をする国』にしないために、

がんばるのは今！

弁護士 海部 幸造

【国家安全保障基本法】

憲法9条の解釈を変えるときにも、安倍首相は、今年1月からの通常国会に「国家安全保障基本法案」を提出しようとしています。

この法案には、次のような内容が盛り込まれています。①(前に述べた)「集団的自衛権」行使や武力行使目的での海外派兵を認める、②国民の「国防の義務」の制定、③教育、科学、通信などをはじめ国民生活におけるあらゆる分野で「国家安全保障」を優先させる、④秘密保護法(次に述べます)の制定、⑤日本版NSC(後に述べます)を前提とした安全保障基本計画の策定、⑥軍需産業の育成。武器輸出制限の撤廃、等々です。

この法律は「基本法」で、これを具体化するための法律の制定が更に予定されています。

【特定秘密保護法】

既に昨年の臨時国会に法案が提出され、世論・マスコミの大きな反対を無視して、12月6日深夜、参議院で自民・公明のみの賛成で強行採決、成立してしまいました。

政府が防衛、外交のみならず、極めて広範な情報について、政府の判断一つで「特定秘密」として国民の目から隠してしまおうという法律です。例えば、名古屋高裁で違法・違憲と断じられた、自衛隊がイラク戦

憲法九条の解釈を変えてしまう!?

今、安倍首相をはじめ、憲法9条を変えようとする人たちが、とんでもないことを推し進めています。憲法改正手続を経ずに、つまり、憲法改正についての国民投票もしないで、実質的に憲法9条を変えてしまおうというのです。

自衛隊がつくられたのは1954年ですが、その後、憲法9条の下で、自衛隊を侵略の軍隊にしないように、日本が軍事大国にならないように、「専守防衛」をはじめとする様々な歯止めがつけられてきました。集団的自衛権の禁止、武力行使目的での自衛隊の海外派兵禁止、非核三原則(核兵器は作らず・持たず・持ち込ませず)、防衛費対GDP1%枠、対外侵攻用兵器(航空母艦・原潜・爆撃機等)保有の制限、武器輸出の制限、等です。しかし、安倍首相たち改憲派は、

憲法解釈を変更し、「国家安全保障基本法」等の制定を強行することで、こうした様々な歯止めを根こそぎ取り払おう、9条改悪がなされるのを実質的に同じ状態を作りだそう、としています。

それでは、その具体的内容を簡単に見てみましょう。

【集団的自衛権についての解釈変更】

安倍首相はまず、これまで憲法9条の下では「集団的自衛権」の行使は許されないとしてきた憲法解釈を内閣の決定で変えようとしています。「集団的自衛権の行使」とは、日本が直接武力攻撃をされなくとも同盟国(例えば米国)が武力攻撃を受ければ、日本が攻撃されたのと同じ様に武力で反撃するということです。つまり、米軍が戦争状態に入ったら日本も一緒に戦争をする、ということとです。

こうした「集団的自衛権」は、約

争で武装米兵を輸送した活動情報なども、「特定秘密」にされます。また、原発の安全性などに関わる情報まで「テロ活動防止に関する事項」といった理由で秘密にされてしまいます。ジャーナリストや市民が、こうした「特定秘密」を国民の目に明らかにしようとすれば、最高懲役10年の重罰が科せられます。国会ですら「秘密会」にしなければ情報を提供してもらえず、議員がその情報を秘密会の外で同僚議員や専門家と検討すれば、最高5年の懲役です。さらに、国会が「秘密会」にしても、行政機関の長はその判断で情報の提出を拒否できます。

この法律は、共謀・教唆・せん動など、幅広い行為に重罰を科して、国民と報道機関を威嚇するものです。取材活動に対する萎縮効果は計り知れず、主権者である国民の政府に対する監視の目を塞ぎ、国民主権を危うくするものです。

こうした秘密保護法制は、戦争遂行国家にはつきものです。「国家安全保障基本法案」がこの法律の制定を予定していることからわかるように、日本の軍事大国化の為の国家体制の重要な一部をなすものです。

【国家安全保障会議(日本版NSC)の設置】

昨年の臨時国会に法案が提出され、自民・公明・民主・みんな・維

新などの賛成で可決、成立してしまいました。これは、安全保障に関する外交・防衛政策の基本方針については、総理、外務、防衛、官房長官の4大臣で審議する、というものです。戦争等の国家的危機の際にトップダウンで危機管理にあたる国家体制をつくらうというものです。

【新防衛大綱】

これまで概ね10年を念頭に見直されており、2010年に民主党政権の下で改訂されたにもかかわらず、安倍自民党は、わずか3年でそれを改訂しようとしています。

自民党の「提言」では、これまで曲がりなりにも大原則とされてきた「専守防衛」を投げ捨て、敵基地攻撃能力(巡航ミサイル、長距離爆撃機、軍事偵察衛星etc)、弾道ミサイル、海兵隊機能、人員・装備・予算の大幅拡充等が提起されています。

今年は今念場、九条を守る世論を拡げて

このように、安部首相たち改憲派の狙っている憲法の実質改悪は、自衛隊を世界中どこでも武力行使目的で派兵できるようにする、そのために自衛隊や日本の軍事大国化に対する歯止めを無くしてしまう、というものです。しかもそれだけでなく、

日本がそうした戦争が出来るように、権力の集中、あらゆる政策における軍事優先、地方自治体の国に対する協力義務といった国家体制、また、国民の国防義務の規定、知る権利の制限といった国民の自由の制約・統制の体制を作りだそうとするものです。

現在の国会情勢は、自民党、維新の会をはじめ、憲法九条の改悪に賛成する議員が半数近くにのぼっています。もしこうした意見が国会の過半数を制してしまえば、憲法改正手続(両院議員の3分の2の賛成による発議、国民投票)を経ずに、実質的な憲法九条の改悪が強行突破されかねません。しかもこれから3年間は国会議員の選挙があります。安倍さん達は、この3年の間に憲法を改悪しよう、少なくとも実質的に改悪してしまおうとしています。こうした状況の中で、とりわけ今年は、大変重大な年になると思われれます。

こうした憲法改悪、実質改憲の動きを押し返すためには、何よりも世論の大きな拡がりが必要です。特定秘密保護法は、自公により強行採決されましたが、反対の世論は短期間にきわめて大きく拡がり、与党を追いつめ、みんなや維新は参議院で

の採決には退席しました(みんなでは3人の議員が反対票)。こうした秘密保護法案で拡がった世論をさらに大きく拡げていけば、9条改悪や集団的自衛権行使には、共産党や社民党だけでなく公明党も反対ですし、その外の野党や自民党の中にも、疑問を持っている議員はたくさんいるので、安倍首相たちのこのたくらみを阻止することは十分可能です。

憲法12条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない」と規定しています。私たち「将来の国民」(憲法97条)の自由・平和に対する責任を果たすために、がんばるのは「今でしょ!」



Kaori Omori
大森 夏織



医療過誤事件の患者側代理人活動に仕事の軸足を置いていますが、個人的に医療裁判は減っていますが、裁判は患者側にとって、余儀なくされる苦渋の選択であり、裁判外での双方納得した解決がまずは望まれます。2014年には公正中立な医療事故調査機関がたちあがる見込みが高く、その制度を一患者側弁護士、一市民としても支えていくつもりです。「医療安全」と「世界平和」、2つの目標にむけ、本年も日々過ごす所存です。

Kouzou Kaifu
海部 幸造



「しあわせについて」という歌があります。昨今の社会状況を見ていると、ホントに「みんなみんなしあわせになれるといいのに／悲しみなんてすべてなくなればいいのに」と願わずにはおれません。今、個人一人ひとりを大切にしようとする基本的な人権を蔑ろにし、前文と9条の平和主義を根底から覆すそうとする実質憲法改悪が進められようとしています。今年はそうした企みを押し返す上でとても重要な節目の1年になりそうです。「みんなしあわせ」になれる世の中に少しでも向かっていけるよう、がんばりたいものです。

Hiroyuki Kobayashi
小林 大晋



時が過ぎるのは速いもので、2010年12月に当事務所に入所してから弁護士4年目に入りました。どうも不健康になりがちなので、駅伝大会などに事務所の所員がエントリーする際には一緒に参加するようにしていますが、練習不足のため本番の時いつもヒィヒィ言っております。去年10年ぶりの海外旅行でイタリアに行ったのですが、旅行の前にイタリア語を勉強したことが案外楽しく、ひきつづき勉強しようかと思っている今日この頃です。

Kouichi Sakai
坂井 興一



ある大台を前にした頃、当然のことながら歳のが気になる、「5年後を思いなさい。振り返った5年前の今が、確実に若かったと思えますよ。」との何気の言葉に励まされたものです。生きてる限りの今を若いと思えるのですから、心掛次第で幸せになれるですね。でもって、「エッ、見えません。お若いですね。」と言われては、素直に喜んで仕事と活動に励んでいます。教訓、人のお褒めと好意は額面通り受け取りましょう。

Kazuya Takemura
竹村 和也



東京にいる孫が来なくなった、子どもの健康が不安
原発被災者の方からお聞きしてとても辛くなるお話です。これからも、「事故前の生活、事故前の福島を返して欲しい」という被災者の方達の思いに向き合いながら福島原発被害訴訟弁護団での活動に取り組んでいきたいと思っております。
写真は現地福島で張り切っている一場面です。

Eiji tsukahara
塚原 英治



法科大学院での教員生活も丸10年になります。教え子の多くは全国で弁護士として活動していますが、裁判官や検察官、研究者になったものもあり、様々な分野でがんばっている報告を聞くのが楽しみです。昨年は、学会での出張を利用して、鹿児島県・指宿の法テラス、京都府・福知山の法テラスに、赴任している教え子の弁護士を訪ね、交歓しました。今年も足を伸ばす機会があればと思っています。

Tetsu Funao 船尾 徹
アニメ「風立ちぬ」をみて



T 平和な時代であれば賞賛される飛行機づくりへのロマンが、戦争にのみ込まれていく技術者の悲劇を美しい映像表現によって、肩を怒らせずに戦争を静かに告発しているね
A うーん、甘いわね。戦争に向かっていく時代に、そのロマンが人殺しの武器の製作にかかわっていることへの責任・葛藤が描かれていないのが不満
T 自分の製作した戦闘機がすべて灰燼に帰っていくシーン、多くのパイロットが「帰らぬ人」となって、戦争の残酷さ、無意味さを訴えているじゃないか
A いくら技術者といっても、「加害者」として戦争にかかわっていることへの社会的責任がすこしも描かれていないのが不満なのよ
T 堀辰雄の「風立ちぬ」を基調にした男女の美しい愛とそれをとりまく人間関係…
A いくら美しいといっても、現実から逃避した危うさを感じるわ。最近の改悪への動きをみていると…。やはり宮崎駿は、いま一度、アニメをつくるべきよ。

Kousuke Hori
堀 浩介



2013年7月中旬、念願のイチロー観戦にニューヨークまで行ってきました。一人旅で少し不安でしたが、無事観戦を楽しむことができました。イチローは3戦通算で12打数5安打、ホームラン1本と大活躍でした。今後も機会があれば是非再訪したいです。ヤンキースタジアムの売店の女性が、「コンニチハ」とフレンドリーな挨拶してくれました。こちらも、楽しくコミュニケーションできるようになりたいと思い、帰国後、英会話の勉強を始めました。



sakae Kiyomi
清見 栄



東京地方裁判所には、建築事件など、文系の裁判官、弁護士の苦手とされる専門知識の必要な事件を取り扱う22部という部があります。ここには一級建築士など、紛争解決に必要な知識がある人を専門家の調停委員として配置しています。法律上の紛争ですから、そのために弁護士も調停委員として参加します。私は機会があつて平成13年にこの部の調停委員になり、いつの間にか10年を超えてしまいました。

Seiichi Satou
佐藤 誠一



当事務所がインターネットにホームページを立ち上げた頃、ホームページをもつ法律事務所は少なく、先駆的だったものです。これからはホームページを持たない法律事務所は顧客に笑われるぞ、などとよその友人弁護士に自慢していました。ところが今ではホームページを持つのは当たり前。しかも各事務所がささうとしたデザインを競っています。方や当事務所のデザインは陳腐化してしまった観があります。ということで現在リニューアル中です。ご期待ください。

Utako Nagao 長尾 詩子



先日、劇団民藝の「アンネの日記」を観ました。アンネが日記に書いた「わたしには、混乱と、惨禍と、死という土台の上に、将来の展望を築くことなどできません。」との言葉に、戦争は人の希望を奪うものなのだと改めて感じました。私達は今、アンネが待ち望んだ日々を得ました。しかし、今憲法の条文を変えずに、憲法が定める平和主義を変えようとするアヤシイ動きがあります。世界中のすべての子ども達が、平和な世界で暮らしていけるように、みなさんとともに頑張っていきたいと思っております。

Yukihiko Yasuhara 安原 幸彦
残留孤児の“配偶者”



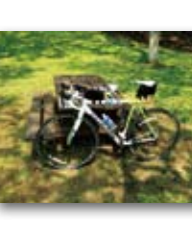
➔ の10年、中国残留孤児に対する国の政策転換、新たな政策形成を目指して訴訟や交渉に取り組んできました。そして、昨年、残された課題であった配偶者に対する支援策の確立によりやく目処が立ちました。国家賠償訴訟によって勝ち取った支援策の対象を、中国から一緒に帰国した中国人配偶者に広げることができたのです。戦争が引き起こした残留孤児問題、その爪痕は深く広い。それを見るにつけ、何があっても、戦争への道を開く憲法改正を許してはならないという思いを新たにしています。

Yukiko Kurosawa
黒澤 有紀子



憲法改悪、消費税増税、原発再稼働など、国民生活をさらに冷え込ませる悪政が際だった一年でした。しかし、沢山の方々が声を上げる姿を見て、励まされもし、まだまだこれからだな！と私自身も奮い立つ一年でもありました。JAL不当解雇撤回裁判（控訴審）も結審を迎えました。労働者の方々の生活を守るための訴訟でもあります。原告の方々が乗務する航空機に乗って、旅行に行くことを目指し、頑張りたいです。

Yoshinori Shibata
芝田 佳宜



当事務所にはいくつかの課外活動(?)があります。その中のひとつが自転車部。昨年春から竹村さんと私の2人でロードバイクで多摩川河川敷のサイクリングロードなどをほそほそと走っています。昨年は全くの初心者から200kmを規定時間（13時間30分）以内に走破するブルベというイベントに参加するまでにはなりました。ただ、お互いなかなか時間がとれず、残念ながらここしばらくは休部状態。そのまま廃部にならないよう頑張ります。

Kaoru Hayase
早瀬 薫



再上場後も高額の営業利益、高利益率、高自己資本率を誇るJAL。贅沢なキャッシュを背景にした派手なコマースに加え、1機あたり約300億円といわれるエアバス機31機購入、更生手続下で撤退した路線の再開、連結からははずした運航会社の再子会社化、国際線機内シート総革張りなどの報道が続きます。しかし、なにより、JALは不当解雇を撤回し、被解雇者を職場に戻すべきです。

Izumi Yamaguchi
山口 泉



JAL整理解雇訴訟、高裁判決へ
日本航空の運航乗務員、客室乗務員の整理解雇事件の控訴審は、2012年12月の口頭弁論を経て、控訴審判決を迎えるとの局面となっております。
日本航空が2010年12月31日に行った不当解雇を撤回させる闘いはよいよ大詰めです。
解雇自由の社会にしないため、今後ともご支援よろしくお願ひ申し上げます。

労働法制改悪とブラック企業問題

—労働者使い捨て社会の危険—

弁護士 竹村 和也



1 はじめに
世界で一番企業が活動しやすい国にしたい。安倍首相は、現在進めている労働法制改悪の目的をこのように位置付けています。そもそも労働法は、経済的に弱い立場に置かれた労働者を保護するために企業の自由を縛るものです。世界で一番企業が活動しやすい国、それは労働者の保護が軽視される国を意味します。

2 解雇規制の緩和
—首切り自由社会へ—

安倍政権は、「解雇ルールを明確化」などと称して、今より自由に解雇できる社会にしようとしています。具体的には、
①解雇の金銭的解決制度、②国家戦略特区（解雇規制緩和特区）、③限定正社員制度の普及などが目指されているのです。

ここでは③限定正社員制度を見てみましょう。これはこれまでの日本では、会社からの業務命令に絶対服従させられる「無限定正社員」が多かったことを前提に、就業場所や職務を限定した「限定正社員」を普及しようというものです。たしかに日本では、生活が無視された長時間労働が横行しておりその点は改善されるべきです。しかし、この限定正社員の議論は整理解雇法理（経営上の理由に基づく解雇には厳しいルールが課されています）を緩めるために持ち出されたもので、結局は解雇規制の抜け道をつくらうとするものです。

3 労働時間規制の緩和
—残業代不払いの合法化・長時間労働の拡大—

みなさんは、ホワイトカラー・エグゼンプション（W/E）というものを覚えておられるでしょうか。ホワイトカラーを対象に労働時間等に関する労働法の規制を適用除外にするという制度です。2005年に経団連が提唱したものの、大きな反対運動が起こり導入されませんでした。しかし、安倍政権は、再びW/Eに似た制度の導入を議論しています。つまり、ホワイトカラーには、最大で全員に割増賃金規制の適用除外とすることができるようになるという方向性のもと、企画業務裁量労働制・フレックスタイム制、および労働時間規制の適用除外が拡大される。

4 労働者派遣法の見直し
—不安定雇用の拡大へ—

安倍政権が、現在もつとも急いでいるのが労働者派遣法の抜本的な見直しです。派遣労働は、労働者が労務を提供する企業（派遣先企業）ではなく、労働者を派遣する企業（派遣元）に雇用されるという「間接雇用」という形態をとりまします。このような間接雇用は、労働者の雇用が不安定になることから（派遣切りなど）、一時的・例外的なものにしなければなりません。現在の派遣法は、専門性の高い26業務を除いた業務については、その派遣可能期間の上限を3年と限定しています。しかし、安倍政権は、この縛りを撤廃し、どの業務であっても派遣可能期間を無制限にしようとしています。これは、派遣先企業が常に派遣労働者を使うことができるようになり、不安定な間接雇用である派遣労働者が増えてしまいます。


5 さいごころ
—労働法制の破壊とブラック企業問題—

今、ブラック企業が社会問題化しています。このブラック企業は、労働者の心身を徹底的に痛めつけること、特に若い

労働者を使い捨てることに特徴があります。なぜ、このようなブラック企業が増加したのでしょうか。それは、この間行われてきた労働法制の規制緩和に原因があります。特に1985年に制定された派遣法により派遣労働者などの不安定な非正社員が増加したことで、酷い労働環境であっても正社員であれば若者が就職することを望むような状況が作られました。ブラック企業は、それをいいことに異常な長時間労働やパワハラ等を強いているのです。

安倍政権が現在進めている労働法制の改悪は、派遣法の規制緩和、労働時間規制の緩和など、これまで以上にブラック企業を推進してしまっているのです。ブラック企業を根絶するためには、逆に派遣法の規制強化、長時間労働規制の強化などを進めて行かなければなりません。

当事務所では、芝田、小林、黒澤、竹村がブラック企業被害対策弁護団に所属しています。まわりにお困りの方がいらっしゃればお気軽にご紹介ください。また、ブラック企業被害対策弁護団では、「働く人のためのブラック企業被害対策Q&A～知っておきたい66の法的知識」を発刊しており、具体的なブラック企業被害対策が書かれています（竹村も執筆を担当しています）。ぜひ参考にしてください。



弁護士会館ブックセンター出版部
LABO 発行 1700円＋税

まちこうば 町工場をさがして

～下丸子・矢口～



町工場のある風景

区内には住宅地の中に規模の小さい工場が点在する地域と埋め立て地（昭和島、京浜島、城南島）の工業専用地域で大規模工場が集まる地域とがある。そこで私は比較的精密系の工場が集まる多摩川沿いの下丸子、矢口の地域に足を運んでみた。

東急多摩川線の武蔵新田駅。駅前前の商店街を眺めると「本当にここに町工場があるの？」と不安になる。商店街から多摩川方面に歩いていくと碁盤の目のように整然と並んだ住宅街が現れた。この辺りは戦

江戸っ子1号（深海無人探査機）、下町ロボスレー、小惑星探査機など町工場の関わる製品が何かと話題となることが多い。今日この頃、町工場を多く抱える大田は「モノづくりのまち」と言われて久しいが、私自身が恥ずかしいことに通勤電車から眺める以外にその工場群を見たことがなかった。

かつて最盛期の昭和58年頃には大田区には九千を超える町工場があった。その80%が従業員9人以下の小規模工場だ。機械金属加工業中心で日本の製造業の屋台骨を支えている。それが後継者不足による工場の閉鎖やアジア新興国の台頭による受注の減少、大規模な工場の海外移転など産業の空洞化により下請けが中心の町工場は倒産閉鎖に追い込まれ、今で

前工場を誘致するために土地が整備されたそう。普通のアパートかと思いきや近づくとも一階は工場、二階は住居といった構造の建物があちらこちらに点在している。それらには飯金、スプリング、製作所、プレス、といった看板が控えめに掲げられているのだ。「町工場」はほとんど探さないと見つからないかも？などという心配は全く不要だった。

自転車ネットワークという言葉がある。ネジだけ、



1階工場、2階住居の建物が並ぶ

プレスだけと、ある技術に特化している。自分の工場では完成しない製品も近くの工場が連携して製品を仕上げるというものなのだ。なるほど、実際に歩いてみて実感する距離だ。街を歩いていてシャッターをおろしている工場が多いことに気がついた。休業しているのかと思うと中から音が聞こえる。どうやら近隣に騒音を配慮して操業しているようなのだ。以前は街にとけ込んでいた工場も今では騒音、振動など近隣住民に気を使って操業しなければならぬ時代なのだ。

変化する街並み

さらに工場が点在する住宅街をずつと進むと多摩川の河川敷に沿って巨大マンション群が見えてきた。それこそ昭和40年代までは多摩川沿いには従業員500人以上の大規模工場がいくつも立ち並んでいた。その下請けとなる中小町工場、そしてそこから独立した1人親方のような零細工場が周辺にはたくさんあった。しかし、工場が次々と移転して大規模工場の広大な跡地には戸数が400、800もの巨大マンションが建ち、工場が軒を連ねていた町の様子も段々と変わっていった。今では住宅街の中に生き残った町工場が肩身狭そうにポツン、ポツンと点在している。

最後にはマンション本社までたどり着き、ケヤキ通りを下丸子の駅まで歩いて約2時間。現代的な巨大マンション群、住宅街と昭和の面影を残す町工場が混在する不思議な街並みを散策する町歩きとなった。

応援しよう！町工場

中小企業中心の町工場が中心になって年々一度もつと町工場を知ってもらおうというイベント、おたオリーブファクトリーが2012年から行われている。下丸子・武蔵新田駅周辺の町歩きをしながら工場内を見学して熟練の技を間近に見たり、古い工場を改築した「くりらぼ多摩川」でモノづくりの体験をしたり、町歩きツアーも開催されている。昨年10月に予定されていたオープンファクトリーは台風の影響で残念ながら中止となったが、今年も引き続き企画されている。一つ一つの町工場は小さいかもしれない、ある製品の部品を作っているに過ぎないかもしれないが、こうしたイベントを通して不況や産業空洞化といった厳しい状況に立ち向かいがんばる町工場の姿を間近に感じ、大田の町工場は日本の製造業には欠かせない大事な存在なのだ。と再認識できるいい機会となるのではないだろうか。興味のある方はぜひ訪れてみてはどうだろうか。



職人が熟練の技を披露する様子。みなさん熱心に見入っています。（写真提供 大田観光協会）

（事務局 中野 明日香）

「よろず相談」 ～病院で法律相談!?!～

弁護士 佐藤 誠一

病气やけがで病院を訪ねる人たちには、同時に家庭や人生の悩み事があるのではないだろうか、そんな発想から、地元の城南福祉医療協会さんのご協力を得て、2012年11月から、病院での出張法律相談を開始しました。

そもそもは、同協会の大田病院附属大森中診療所の片隅で、月曜から金曜までの午前中、主に入通院の患者さんを対象に、「よろず相談」という名称の文字どおり内容を問わない相談会が実施されていました。相談担当者は、保健生協の理事、社会福祉士、病院の事務長、看護師などで、治療や生活相談は対応できても、法律相談に関わる時には、当事務所を適宜ご紹介いただけてきました。その「よろず相談」へ弁護士も直接参加させていただくことになったのです。担当する弁護士は、私佐藤誠一と、早瀬薫の2人です。毎月2回（第1水曜午後1時から、第3土曜午前10時から）、

病院へ佐藤と早瀬が交互に出かけて、法律相談をお受けしています。法律事務所を訪ねなくても、通院のついでに弁護士の法律相談が受けられるようになったと、たいへんな歓迎を受けています。当初は1件も相談のないこともありましたが、周知された今は、1回当たり2件以上の相談を、時として4件以上もの相談をお受けしています。お近くの皆様、通院などの折にお声をかけてみてください。



これからも、皆さまのもとへ「学習会」を出前いたします！
お気軽にお問い合わせください。

東京南部法律事務所 出前学習会 弁護士がどこでも伺います!!

昨年夏より、当事務所では「憲法」に関連するテーマで、学習会の出前を行ってまいりました。講演会、職場や組合の会議、サークルなど、皆さまから声をかけていただければ、どんな所へも伺いますとお呼びかけし、開催していただいた学習会は40回を超えました。

そもそも「ケンポー」って何？「秘密保護法」ってどんな法律？
そんな疑問にお答えするため、紙芝居なども使ってわかりやすく伝え、ご好評をいただいています。

■営業時間のご案内

月曜日から金曜日 AM10:00～PM7:00
土曜日 AM10:00～PM5:00
(土曜日は休業の場合もございます)

■法律相談のご案内

相談日 月曜日から土曜日
AM10:00～PM7:00 (土曜日はPM 5:00まで)
相談時間 30分から1時間程度
相談料 30分 5,250円 (消費税込み)

法律相談は予約制になっておりますので、事前にお電話でご予約ください。

※左記相談日・相談時間以外をご希望の方は、ご予約の際にご相談ください。

〈お問い合わせ・相談予約〉

03(3736)1141